

## パブリックコメント回答（案）修正

資料2 P 2の回答1について、下記のとおり修正します。

### ★回答1（修正後）

説明会について、当初はパブリックコメントの前に、住民説明会の開催を予定していました。しかし、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、説明会の開催は難しいこと、また自治基本条例は「理念条例」であり、条例制定の前と後で人々の暮らしが大きく変わることがないこと（条例は道具、ツールの一つであり、条例を用いてこれからのまちづくりを考えて行く）、この条例は制定後に町民、町議会、行政がどのように条例を生かしていくかが重要であること、これらの理由から条例がしっかり決まった後に説明を行ったほうが町民の皆さんが理解しやすいと判断したためです。

自治基本条例の条文については、町長から広陵町自治基本条例審議会へ諮問され、町内各団体をはじめとする住民代表や学識経験者等から構成される審議会委員により1年半にわたる慎重な審議が行われ、今回お示しした素案ができあがっています。

また、審議会開催前に委員を公募するとともに、住民ワークショップ等も行っており、町としては、この素案は町民の意見を十分採り入れたものと理解しています。

### ★回答1（修正前）

説明会について、当初は12月議会に上程し、議会で可決いただいたのち、翌年4月の施行までの間に住民説明会等を開催する予定でした。そのため、パブリックコメントの前には、説明会の開催を予定していませんでした。

条例（条文）については、町長から広陵町自治基本条例審議会へ諮問され、町内各団体をはじめとする住民代表や学識経験者等から構成される審議会委員により1年半にもわたる慎重な審議が行われ、今回お示しした素案ができあがっています。

また、審議会開催前に委員を公募するとともに、住民ワークショップ等も行っており、町としては、この素案は町民の意見を十分採り入れたものと理解しています。